



BCP策定 サポート保証

BCPの策定または見直しを行い、
災害等にあらかじめ備える取組みを支援します。
一般保証の通常保証料率とくらべて10%低率の保証制度です。

BCP(Business Continuity Plan 事業継続計画)とは、企業が自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したものです。

- 1 災害発生時、早期に復旧し、事業継続が可能となります。
- 2 BCP策定サポート保証は、信用保証料が10%割引となります。
- 3 BCP策定(見直しを含む)・運用に関する専門家の派遣も可能です。
専門家派遣事業※をご活用ください。

※当協会をご利用いただいている中小企業・小規模事業者の方が対象です。専門家の派遣は1課題3回まで、2課題まで無料です。(派遣費用は当協会が負担します)

専門家派遣事業のみの利用もOKです!! BCPの概要について、「一度話を聞いてみたい」ということだけでも構いません。ぜひ、ご活用ください!!

BCP策定サポート保証 取扱期間/2018年10月12日~2020年3月31日

詳しくは裏面をご覧ください。

本店 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
(代表)TEL 011-241-2231

函館支店 040-8691 函館市大森町24番1号
TEL 0138-23-8425

帯広支店 080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL 0155-24-3658

北見支店 090-8691 北見市北8条東1丁目3番地
TEL 0157-24-5196

小樽支店 047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL 0134-22-5188

旭川支店 070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2
TEL 0166-24-1441

釧路支店 085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地
TEL 0154-23-1361

室蘭支店 050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL 0143-45-6001

滝川支店 073-8691 滝川市大町2丁目5番32号
TEL 0125-23-1201

苫小牧支店 053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL 0144-33-1751

BCP策定サポート保証の概要

1 特徴

BCPの策定、BCPの見直しおよびBCPに基づく環境整備に取り組むために必要な資金の円滑化を図り、企業の経営基盤の強化を支援する保証制度です。

2 制度概要

対象者	BCPの策定または見直しを行い、災害等にあらかじめ備える取組みを行う中小企業・小規模事業者 BCPは、中小企業庁の「中小企業BCP策定運用指針(第2版)」に基づき策定し、同指針に定める基本コースの内容を充足する計画が対象									
保証限度額	2億8,000万円以内(一般普通保証2億円以内、一般無担保保証8,000万円以内)									
保証割合	責任共有制度の対象となる取扱に限る									
対象資金	資金使途とする事業資金(運転・設備資金の併用可)は次のとおり(借換資金は対象外) ① BCPの策定または見直しを行うために必要となる資金 専門機関への委託経費、講習会への参加費等 ② 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みに必要なとなる資金 防災・減災に資する施設等の整備、その他の取組みに係る資金									
保証期間	一括返済/1年以内 分割返済/10年以内(据置期間1年以内) (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり)									
貸付金利	金融機関所定利率 (地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる ※下記の留意事項あり)									
貸付形式	証書貸付または手形貸付									
返済方法	一括返済または分割返済									
信用保証料率	基準保証料率から10%割引 (単位:年率%)									
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
	基準保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	本制度の保証料率	1.71	1.57	1.39	1.21	1.03	0.90	0.72	0.54	0.40
	有担保割引(▲0.1%)、会計参与設置会社割引(▲0.1%)あり									
担保	必要に応じて									
保証人	原則として法人代表者のみ									
申込方法	金融機関経由保証									
必要書類	信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要 (1) BCPの策定または見直しを行う場合 ① 策定または見直しに必要な金額を証する見積書、契約書等 ② 見直しを行う場合については、現行のBCP (2) 策定または見直しを行ったBCPに基づいて実施する取組みの場合 ① 策定または見直したBCP ② 必要とする設備等の見積書等									
留意事項	地方公共団体の融資制度については、北海道中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 防災・減災貸付融資対象(1)「道防災」に限り、本制度との併用が可能(2018年10月現在)									
取扱期間	2018年10月12日保証申込受付分から2020年3月31日保証承諾分まで									

※ご利用には金融機関および信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

■本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、全ての手続きを示すものではありません。

■いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込は取扱いたしませんので、ご注意ください。 ■反社会的勢力は信用保証の対象となりません。